

追加 4-3

各種所得の内容（不動産所得）

2 所得計算

— 略 —

（2）必要経費

必要経費とすることができるものは、不動産収入を得るために直接必要な費用のうち家事上の経費と明確に区分できるものであり、主なものとして減価償却費（4-4節）、修繕費、火災保険料（積立部分の保険料除く）などが必要経費となりますが、…

以上、赤字の個所を追記しました。